

議案第 22 号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例

佐倉市介護保険条例（平成12年佐倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「29,700円」を「28,900円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「44,600円」を「43,600円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「44,600円」を「43,900円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「53,500円」を「57,200円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「59,400円」を「63,600円」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 76,300円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 82,700円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 95,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 108,100円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 120,800円

第6条第1項に次の3号を加える。

- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 133,600円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 146,300円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 152,600円

第6条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和

8年度まで」に、「17,800円」を「18,100円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,800円」を「18,100円」に、「29,700円」を「30,800円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,800円」を「18,100円」に、「41,600円」を「43,600円」に改める。

第8条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「同条第1項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第12号までのいずれか」に改める。

第15条ただし書中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附則第12条第1項中「合計所得金額」の次に「(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)」を、「算定についての」の次に「佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例(令和6年佐倉市条例第 号)による改正前の佐倉市介護保険条例」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐倉市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。